

## 臨時福祉給付金

社会福祉課 ☎ 43-2288

- 支給対象者**
- 基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が仙北市にある方
  - 平成27年度分の**住民税が課税されていない方**
- ※ただし、（●住民税が課税されている方の被扶養者となっている場合）は対象となりません。  
（●生活保護の受給者である場合 など）
- 支給額**
- 1人につき **6,000円**
- 基準日**
- 平成27年1月1日
- 申請手続き**
- 具体的な申請方法や申請期間などの詳細については、決まり次第お知らせします。

## 子育て世帯臨時特例給付金

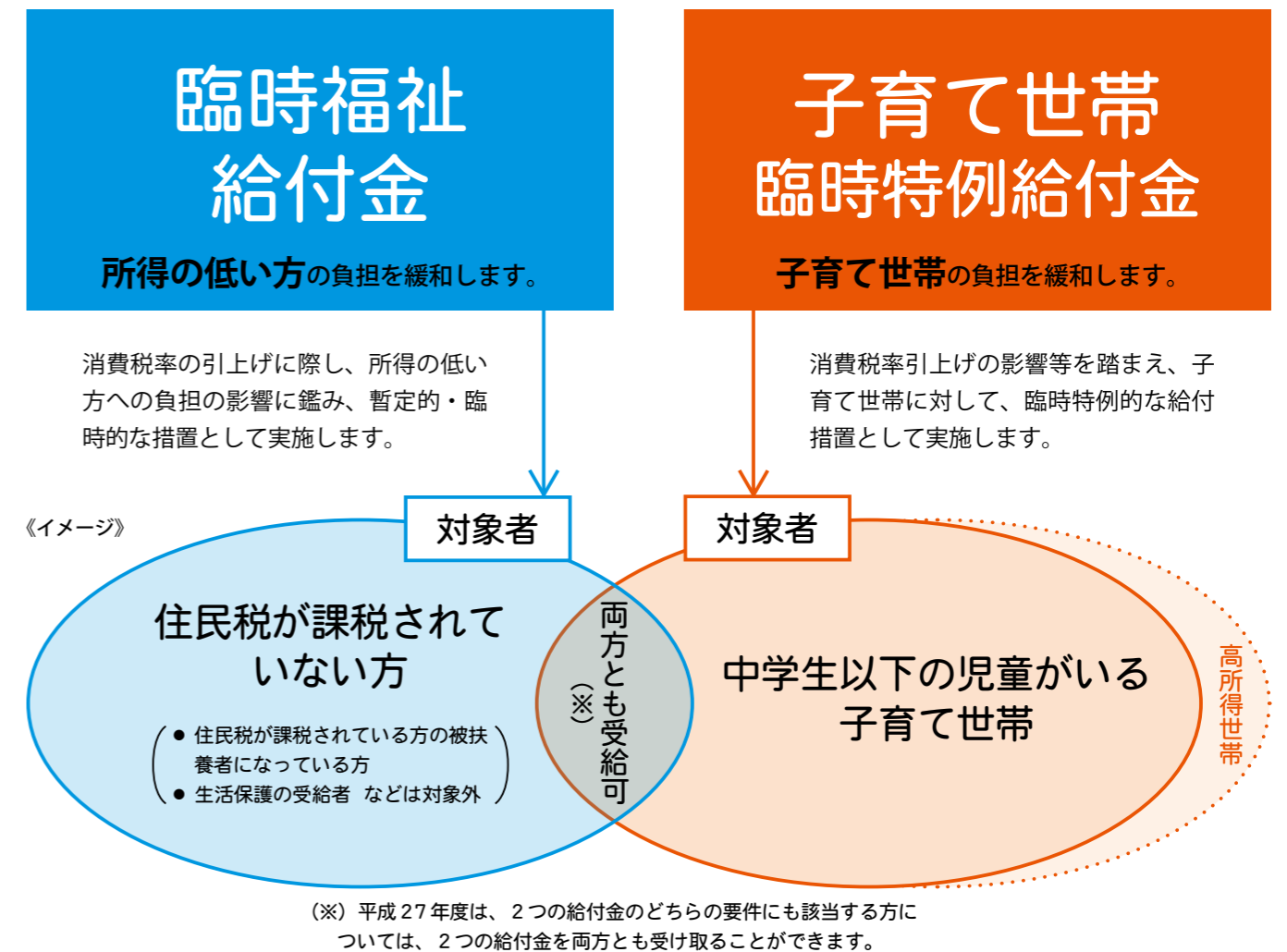
子育て推進課 ☎ 43-2280

- 支給対象者**
- 平成27年6月分の**児童手当を受給される方**
- ※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。  
※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。
- 対象児童**
- 支給対象者の平成27年6月分の**児童手当の対象となる児童**
- 支給額**
- 対象児童1人につき **3,000円**
- 基準日**
- 平成27年5月31日
- 申請手続き**
- 給付対象者（公務員を除く）には、平成27年度児童手当現況届と一緒に申請書を郵送しますので、申請期間内に提出してください。
  - 公務員の方は、職場から申請書が交付されます。
- 申請期間**
- 平成27年6月1日～8月31日
- 提出先**
- 子育て推進課（西木庁舎）、田沢湖・角館地域センター、各出張所（田沢・神代・桧木内・上桧木内）

# お知らせします。 2つの給付金。

平成27年度

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯と所得の低い方に対して臨時特例的な給付措置として給付金を支給します。



### 「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

### 社会保障と税の 一体改革とは

社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

- 消費税率は、平成26年4月から8%に、平成29年4月から10%になります。
- 引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。